

**令和4年度野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針検討会
議事要旨**

開催日時

令和5年3月3日（金） 14:00～16:30

開催形式

Web 会議

委員（五十音順、敬称略。○は座長）：

- | | |
|--------|--|
| 岩丸 祥史 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）
動物衛生研究部門動物感染症研究領域 ウイルスグループ長 |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域
生態リスク評価・対策研究室室長 |
| 迫田 義博 | 北海道大学大学院獣医学研究院 教授 |
| 橋本 渉 | 公益社団法人日本動物園水族館協会 感染症対策部長 |
| ○羽山 伸一 | 日本獣医生命科学大学獣医学部 教授 |
| 前田 健 | 国立感染症研究所獣医科学部 部長 |

オブザーバー

- | | |
|------|--|
| 大沼 学 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域
生態リスク評価・対策研究室 主幹研究員 |
| | 農林水産省消費・安全局動物衛生課 |
| | 厚生労働省健康局結核感染症課 |

議事

- (1) 生物多様性保全の観点から対応を優先すべき感染症の情報更新
- (2) モデル事業の実施状況
- (3) 野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針について
- (4) その他

要旨

会議は非公開で行われた。

議事（1）生物多様性保全の観点から対応を優先すべき感染症の情報更新

リスク評価対象疾病のリスク評価の更新内容について、異論は示されなかった。委員より以下の発言があった。

- ・哺乳類が高病原性鳥インフルエンザに感染する事例が世界的に報告されている状況をふまえ、高病原性鳥インフルエンザの哺乳類への影響にも注視すべき。（迫田委員）

- ・感染症に対する人間社会に対するリスクの観点からも、野生動物と人の接点をどのように管理するか、環境省としてもっと考えるべき。(五箇委員)

議事(2) モデル事業の実施状況

委員より、それぞれのモデル事業に関連して以下を含む発言があり、令和5年度のモデル事業内容や令和6年度以降の取組みの検討にあたっての参考とすることになった。

(1) ツシマヤマネコ保全のための感染症対策(中間報告)

- ・SFTSが対馬の下島を中心に定着しつつあること、ヤマネコが感染して死んでいる可能性も否定できないことから、手遅れにならないよう早めに手を打つべき。(前田委員)
- ・対策として実装を検討できるマダニの防除剤が開発されている。(五箇委員)
- ・ヤマネコや人にSFTSを伝播する可能性があることから、飼いネコ、ノネコの調査や管理を検討してはどうか。(五箇委員)
- ・人へのリスクも懸念され、ワンヘルスの観点からも対策が必要。(五箇委員)

(2) 希少鳥類(ヤンバルクイナ等)保全のための感染症対策(中間報告)

<施設における感染症対策等>

- ・今シーズンは複数の動物園でも発生しており、これらの飼育施設における感染拡大防止に係る経験を吸い上げることが急務。(迫田委員)
- ・高病原性鳥インフルエンザの検体を空輸できない状況にかんがみ、沖縄県内で検査・診断できる体制を整えることが重要。(迫田委員、五箇委員)
- ・普段から防疫訓練を行うなどして、初動の遅れやマニュアルの実施に問題が生じないようにする必要がある。(橋本委員)

<抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理>

- ・野生個体等にやみくもに投与するのではなく、人の管理下にある個体群の中から対象を明確にした上で、科学的に実施する必要がある。(迫田委員、羽山座長)
- ・高病原性鳥インフルエンザは急性感染しか起こさないもので、治療のための隔離に必要な期間について検討・説明することは可能ではないか。(迫田委員)
- ・そもそも論として域外飼育を沖縄県外でも行ってリスクを分散させることも検討する必要性が指摘されている。(羽山座長)

(3) 死亡野鳥・傷病鳥獣における感染症の実態把握(中間報告)

- ・鳥類しか検体が集まらなかったため、哺乳類の検体も集められるよう工夫が必要。(前田委員)
- ・高病原性鳥インフルエンザについて、現行の対応技術マニュアルでは哺乳類の検査につ

- いて明確にされていないため、検査の仕組みを作っておくべきではないか。(迫田委員)
- ・有害鳥獣を救護しない自治体が増加している現状もふまえ、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針などで、ワンヘルスに向けた科学的データの収集という意味での救護の重要性を示すことも必要ではないか。(羽山座長)

議事（３）野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針について

委員より、以下を含む発言があった。環境省よりは、政府が一体となっていて行っている感染症対策に関係省庁と役割分担・連携しながら取り組んでいること、方針の更なる検討と並行して令和５年度のモデル事業や令和６年度以降の取り組みの中で対応できるように検討していく旨の説明があった。

- ・方針の検討も必要だが、リスクが高いと評価された感染症については、対策の具体化に向けて動き出すべきではないか。ツシマヤマネコの SFTS 対策、ヤンバルクイナをはじめとする高病原性鳥インフルエンザ対策等、今やるべきことはしっかりやるべき。(前田委員、迫田委員、羽山座長)
- ・対策は環境分野のコミュニティーだけでなく、草の根レベルで広げる必要がある。(五箇委員)
- ・希少種保全のための感染症対策という形での野生動物と人の接点を通じて、人への感染リスクが生じることもあり、普及啓発を通じた危険性や危機感の共有が重要。(前田委員)

議事（４）その他

環境省より、モデル事業に関しては、令和４年度にやり残した事項や、検討会での意見を受けて追加すべきことを随時実施予定であること、令和６年度以降の取組についても検討していく予定である旨、モデル事業の結果については、協力いただいた関係者にも共有して対応に役立てたい旨の説明があった。

これに対して委員より、以下の発言があった。

- ・全体的な方針と個別具体の対策のつながりや、本事業の成果が現場の対策に役立っていることを示すことが重要(羽山座長)。
- ・感染症対策は初動が重要なので、早め早めの対策を期待(羽山座長)。
- ・事業のスピード感は高く評価するが、緊急性が高く、人間社会にも関わる問題であり、環境省の責任は重大。具体的に社会や環境保全に役立つようになることを期待(五箇委員)。

以上